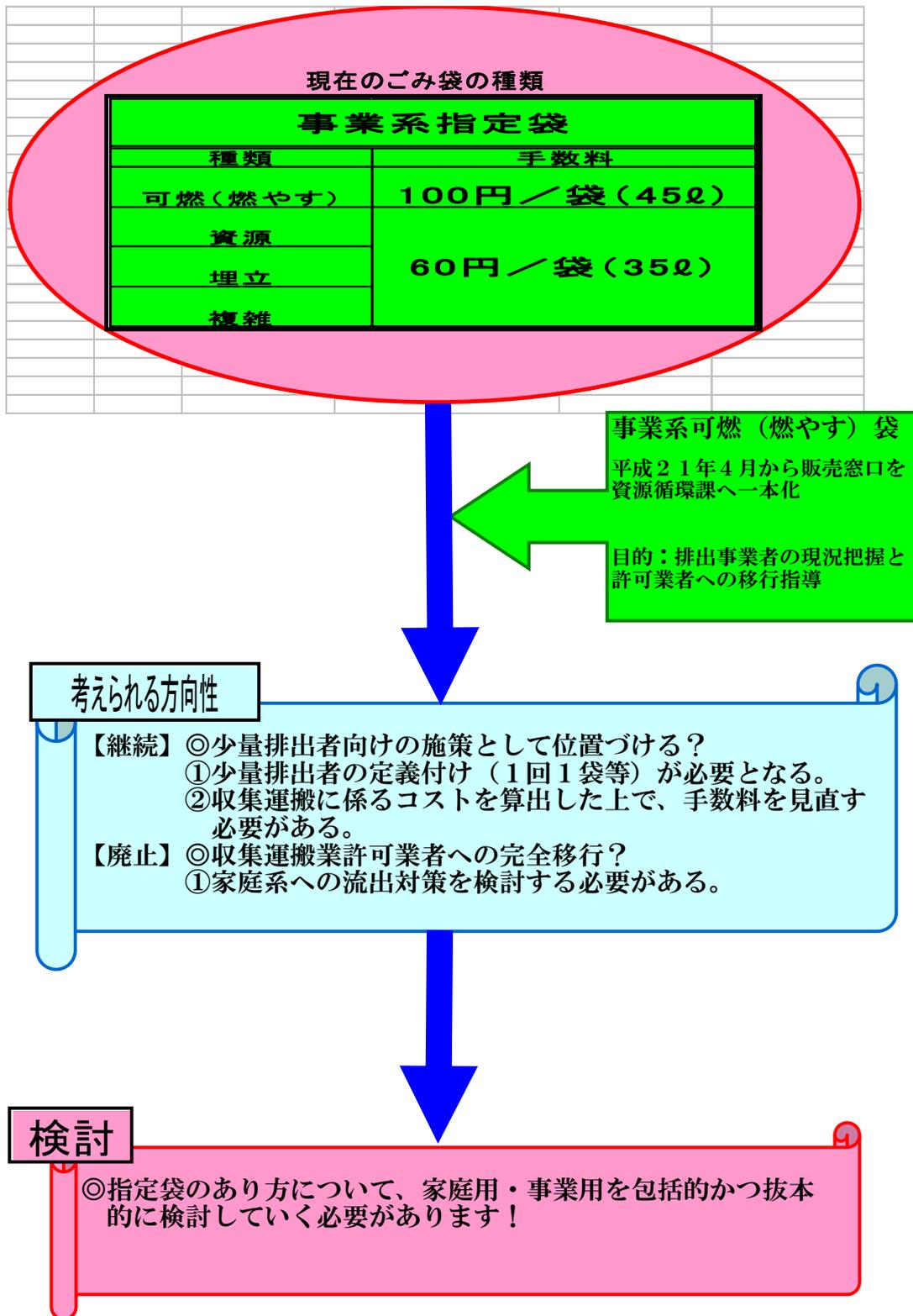


次期基本計画に盛り込む事業系一般廃棄物の減量施策について

(1) 事業系指定袋のあり方の検討（新規）

事業系指定袋について事業者責任の観点から踏まえた検証を行い、将来のあり方についての方向性を明確にする。



(2) 多量排出事業所に対する減量指導及び適正処理のための監視体制の維持・強化（継続）

多量排出事業所に対して減量計画書、実績報告書の提出を求め、減量に向けた啓発・指導を行う。

排出物管理責任者届出制度の運用を通じた排出物の把握に努め、監視体制の強化を図る。

STEP1

1. 多量排出事業者の特定（規則第14条）

多量排出事業者とは、次のとおり定義されている。

- ①1000㎡以上の小売業店舗
- ②100床以上の病院
- ③小・中学校、高校、（短期）大学
- ④2000㎡以上の興行場、遊技場、旅館・ホテル
- ⑤3000㎡以上の事務所

STEP2

1. 事業系一般廃棄物の減量等に関する計画書及び実績報告書の提出
(条例第24条及び規則第14条)

【報告する内容】

- ①実績及び計画書(発生量・処理内容・など)
- ②事業所の概要(業種・従業員数・建物の規模など)
- ③一般廃棄物の処理方法(収集運搬業者・資源回収業者など)
- ④廃棄物保管場所 ⑤テナントビル ⑥減量及び再利用の状況
- ⑦前年度と比べて増減する理由 ⑧今後の取組み

2. 事業系廃棄物管理責任者の選任 (条例第24条及び規則第15条)

【報告する内容】

- ①排出事業所の所在地 ②排出事業所の名称
- ③部課・役職・氏名・連絡先・選任年月日

STEP3

指導・啓発

(3) 事業系一般廃棄物の分別指導の強化（継続）

展開検査を通じて明らかになった資源化が可能な排出物について、事業所への分別指導を行う。

